

レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、大日駅地下自転車駐車場（以下 管理事務所）が運営管理しています。この利用規約は、お客様（以下 利用者）がこのレンタサイクルを利用して頂く際に遵守していただく事項について規定しています。このレンタサイクルをご利用する場合には、この規約を遵守していただくことになります。

1. 利用申込

- 利用申込は、管理事務所窓口で行ってください。
貸出手続きの際に、はじめてご利用の場合は登録申請書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証など）と一緒に提示してください。受付後、登録証カードをお渡しします。また、利用申請書にも必要事項を記入のうえ 2回目以降のご利用の場合は登録証カードと一緒に提示してください。
- 申請書に虚偽の記載をされた場合または過去の利用時に当利用規約に違反された場合等、適切でないと判断した場合には、利用をお断りすることがあります。

2. 個人情報の利用

- 本サービスの利用に関連して管理事務所が知り得た個人情報については、業務管理会社であるサイカパーキング株式会社（以下 当社）が別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。
- 貸出自転車に搭載された GPS による位置情報、走行ルート情報その他の情報は、統計情報として個人を特定できない形態にしたうえで、今後のレンタサイクル事業検討目的で利用することがあります。

3. 利用料金.

(税込)

自転車仕様	利用期間	利用料金
普通自転車	1 泊 2 日	400 円
電動アシスト自転車	1 泊 2 日	700 円

普通自転車の利用料金は1回1日300円（消費税込、1泊2日の場合のみ400円）です。貸出の際にお支払ください。一旦受領した利用料金は払い戻し致しません。超過料金は、1日毎に300円（消費税込）です。

電動アシスト自転車の利用料金は1回1日500円（消費税込、1泊2日の場合のみ700円）です。貸出の際にお支払ください。一旦受領した利用料金は払い戻し致しません。超過料金は、1日毎に500円（消費税込）です。

4. 利用期間

利用期間は、原則として貸出日（利用料金を収受し自転車のカギを渡す日）の翌日までとし、それを超えた場合には超過料金を頂きます。翌日返却（1泊2日の利用）する場合は、自転車を自宅や市営駐輪場などで管理してください。大日駅地下駐輪場へ自転車を持ち込まれた場合は返却扱いになります。超過料金は、返却予定日の翌日から実際の返却日（利用者が自転車を所定の場所に返し、自転車のカギの返却を行う日）まで日毎に発生します。返却予定日の翌日から30日を超過しても返却されない場合には、利用規約を超えたものとして、その後の自転車返却の如何を問わず、日数分の超過料金及び違約金10,000円を支払っていただきます。また、当社からの返却問い合わせに何らの回答もない場合には、所轄警察署に被害届を提出することがあります。

5. 利用条件

- ・利用者は、管理義務をもって利用するものとし、その管理責任は、貸出を受けた時から自転車を返却する時までとします。
- ・貸出・返却とも管理事務所窓口対応時間内（7:00～21:00）に行ってください。
- ・お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。
- ・小学生以下のお子様につきましては、ご利用頂けない場合があります。

6. 返却

- ・必ず管理事務所へ返却してください。
- ・自転車本体だけでなく、ライト、カゴ、鍵等の付属品も忘れずに返却してください。
- ・返却の際、カゴ等に残っていたレンタル品以外の物については、管理事務所は責任を負いません。
- ・返却時間（一日利用は翌日の21:00）を超えても返却されない場合、日数の超過料金をいただきます。
- ・返却がない場合、電話等で確認させていただくことがあります。

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

7. 自転車の事故処理

- ・利用期間中に利用者が事故にあった場合は、直ちに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取り、
管理事務所に事故の状況について報告するとともに、管理事務所の指示に従って対応してください。
- ・上記によるほか自らの責任と費用において事故の処理、解決を図るものとします。

8. 自転車の故障・損傷

- ・利用者は、利用前に自転車および鍵等の付属品に故障等の不具合がないか、必ず確認してください。
- ・利用者に起因する自転車の故障の場合は、修理代金は利用者にてご負担いただきます。
- ・利用者に起因して自転車に修理不能な損傷を与えた場合は、該当する自転車代金（消費税別15,000円）を利用者にてご負担いただきます。
- ・管理事務所への事前の了解なく、利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。

ん。

9. 自転車の盗難・紛失

- ・利用期間中に自転車から離れる場合は、自転車の鍵を必ず施錠してください。
- ・利用期間中に自転車を盗難または紛失した場合は、直ちに警察署に届出および管理事務所まで連絡をしてください。

10. 補償

- ・自転車を借り受けしている間については、自転車に付帯している第2種（赤色）TSマーク保険の適用範囲内で、その補償を受けることができます。
- ・第2種TSマーク保険の利用については、利用者自らが所定の必要な手続き全てを行うものとします。
- ・自転車を借り受けしている間等については、各種損害保険を付保するものとします。ただし、自転車搭乗中のみが補償期間となります。急激かつ偶然な外来の事故による損害や、自転車の使用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任を補償します。

（賠償責任保険）

- ・利用者が第三者に死亡または重度後遺障害（1～7級）を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合は、1億円を限度に補償します。

（傷害保険）

- ・利用者が交通事故によって、事故の日から180日以内に入院、死亡または重度後遺障害を負った場合、
死亡若しくは重度後遺障害（1～4級）・・・一律 100万円
15日以上入院・・・一律 10万円

（被害者見舞金）

- ・利用者（加害者）が第三者（被害者）に障害（入院加療15日以上）を負わせ、法律上の損害賠償責任を負担した場合、
15日以上入院・・・一律 10万円

（対物補償）

- ・物損の場合は、保険適用外となります。
- ・上記損害保険の補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
- ・警察および当社に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険会社および当社の補償制度による損害補填が受けられないことがあります。

11. 付属品等の紛失・破損

- ・自転車の付属品等を紛失または破損した場合は、交換代金を利用者にてご負担いただきます。

12. 禁止事項

- ・利用者は次の行為はしないでください。
 1. 飲酒・無謀運転、その他交通規則に違反する行為
 2. 危険個所・不適切な場所での利用
 3. 自転車放置禁止区域内および歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐車
 4. 自転車または付属品の改造等現状の変更

5. 運転中に当該自転車の異常を認めた場合、運転を継続する行為
6. 利用申込者以外の第三者に使用させること
7. 自転車を譲渡、質入れする等、利用目的と異なる行為
8. 公序良俗に違反する利用

13. 利用規則の違反

- ・利用者が利用規約に違反した場合は、利用期間中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
- ・利用停止の場合は管理事務所が受領した利用料金の払戻しは一切致しません。
- ・利用規約の違反により当社または第三者が被害を受けた場合には、利用者に損害を賠償する責任を負うものとします。

14. 放置自転車に対する処置

- ・自転車を放置禁止区域等に放置し移動保管された場合、返還をうけるのに要した費用は、利用者にて全額をご負担いただきます。

15. 免責

- ・理由の如何に関わらず、自転車を利用したことまたは利用できなかったことにより、自らに損害が生じた場合でも、当社に故意または重過失がある場合を除き、管理事務所が利用の対価として利用者より受領した額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

16. 規約の変更

- ・利用規約の内容は、事前に告知することなく変更されることがあります。

施行日：令和元年 11 月 1 日

変更日：令和 4 年 4 月 1 日